

【平成25年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成25年3月19日 健康福祉委員長 岩隈 千尋

- 「議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第6号 川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本条例は、入院に係るものを除く医療費の助成について、精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級に該当する者を新たに対象とするものであるが、県内では相模原市や鎌倉市、藤沢市などは障害等級2級に該当する者も対象としており、本市においても障害等級2級に該当する者も対象にすることについて検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第7号 川崎市軽費老人ホーム条例を廃止する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第8号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 平成26年4月開設予定の障害者就労支援施設「わーくす日進町」の住所地を今議会で変更する理由について

平成26年4月の開設に向けて準備を進めているが、施設運営に当たっては、指定管理者制度を導入する予定であり、指定管理者の公募実施前に住所を変えるなど十分な準備期間を取る必要があるため変更するものである。

《意見》

* 就労支援施設の通所者が安心して新たな施設に通所するためには、人や場所など周辺環境への配慮が大変重要である。施設の移転に当たっては、近隣であるとはいえ通所者が間違えることのないよう、開設までの間、通所者に対して周知するなどの支援を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第14号 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 現在の各消防団員の人数について

臨港消防団が114人、川崎消防団137人、幸消防団158人、中原消防団227人、高津消防団133人、宮前消防団112人、多摩消防団160人、麻生消防団138人の合計1,179人である。

* 各消防団員の充足状況と条例改正の意義について

北部の消防団では充足率が高く、南部では低い状況である。これまで、各消防団の定員を条例で定めていたため、充足している消防団への入団はできなかったが、今回の条例改正により、団員数を規則で定めることで速やかに人数調整を行うことが可能となる。

* 消防団員の定員を1,345人以内としている根拠について

昭和23年の条例制定時に消防団の前身である警防団の人数を考慮して当時の定員を1,295人としたが、その後人口増加に応じて、昭和26年に10人、昭和32年に40人と定員を増やし現在の1,345人となった。

* 消防団員の定員を消防庁の告示の1,520人にする必要性について

消防庁の告示によると、本市の消防団員数は1,520人が適正であるとされているが、地域の実情に応じて定員は増減できるものであり、法律上は特に問題ない。現在の定員1,345人に対し、団員数が1,179人と定員割れしている現状を考えると、消防庁の告示通り1,520人とすることは現実的でないため定員の変更を行う予定はなく、定員が充足するよう今後も努めていきたい。

* 各消防団にある分団の定員数について

分団の定員数は特に定めておらず、消防団長が必要に応じて決めている。

《意見》

* 以前、消防団員の定員が充足していることを理由に希望する消防団に入れないという事例があったため、今回の条例改正は必要なものとする。川崎市全体の消防団員の定員1,345人についても、今後柔軟に増減の変更ができるよう検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第15号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 主な改正点について

これまでの条例改正は、政令や総務省令の告示を受け、その告示内容に準拠する方法で条例改正の手続を進めてきたため、条例を施行するまでに時間を要していた。災害補償額が上がる場合は、市民にとって不利益がないよう速やかな条例改正が求められており、議会の議決に時間的余裕がないことが明らかであると認めるときには市長の専決処分に対応してきた事例もある。しかし、今回の条例改正により、災害補償の基準を定める政令等を引用し規定することで、機動的な行政執行が可能になると考える。

《意見》

- * 危険を伴う消防団員の任務に対する災害補償は、条例改正の手続に時間を要しても政令に準拠するのではなく、その都度議会で審議することが必要であると考えられるため、本議案には賛成できない。
- * 東日本大震災でも消防団員の公務災害は発生したが、こうした非常事態に国は法令に基づき適切に対応しており、本市の条例においても政令や総務省令に準拠する方法で規定を引用することは問題なく、本議案には賛成である。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第51号 平成24年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第23号 誰もが安心して暮らせる社会を築くため、川崎市地域医療審議会での公平で公正な審議並びに一層の審議促進により、一刻も早く重症患者を受け入れる拠点病院の整備に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認

- 「請願第24号 川崎市重症救急対応病院の公募に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認